

志木市職員の懲戒処分について

1 概要

(1) グループメールの削除について

令和8年5月19日(火)、共生社会推進課グループメールが1,518件削除のうえ、消去されていることが発覚した。削除ログを確認したところ、全件を当該職員が削除していた。故意に行ったということではないとの本人の弁明であったが、その行為は、メールを100件単位で削除のうえ、消去するという行為を約20回繰り返しており、限りなく故意に削除したものとみなされる。

その結果、庁内各課において、メールのログの履歴、復旧方法の確認、削除ログの精査や削除されたメールの送信元への内容の確認作業及びその報告を余儀なくされたものである。

(2) 処分

地方公務員法第29条第1項第2号の規定により戒告とした。

なお、管理監督者は、メールを削除する際のルールを明確化していないなど、その管理の甘さもその発生の要因の一つであると考えられることから管理監督責任は否めない。よって、訓告とした。

2 当該職員

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 所属部署 | 福祉部 共生社会推進課 |
| (2) 職名 | 主査 |
| (3) 年齢・性別 | 44歳・男 |

3 処分年月日 令和8年7月22日

4 処分内容 戒告

5 処分による影響

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 昇給・昇格 | 1年間昇給及び昇格しない |
| (2) 勤勉手当 | 直近の勤勉手当の成績率において、100分の10を減じる。 |

6 外立 健一（はしたて けんいち）総合行政部長のお詫びのコメント

市民の信頼に応える市役所づくりを推進している中において、職員によるこのような不適切な事務処理は、市民の信頼を毀損し、地方自治への信頼を損なう行為であり、深くお詫びを申し上げます。

今後につきましては、なお一層、適切な事務処理に努め、再発防止策を講じてまいります。

記 者 発 表 資 料

令和8年7月22日

総合行政部人事課

担当者／樋口（主幹）

電話番号／048-473-1120

志 木 市